

	質問	回答
1	交付決定はどのように知ることができますか。	市から交付（不交付）決定通知書を郵送又はメールします。
2	世帯主でなくても申請は可能ですか。	世帯主でなくても、市内に住民票を有している方であれば申請は可能です。 ただし、申請書の氏名・領収書等の添付書類に記載の宛名・口座名義は一致させてください。
3	何度でも申請は可能でしょうか。	冷蔵庫・エアコンのいずれか1つです。
4	昨年度に設置した設備について、申請は可能でしょうか。	申請できません。領収書の日付が令和8年4月1日～令和9年1月31日のものが対象です。
5	領収書を紛失してしまいました。申請は可能でしょうか。	申請の際には領収書の写しの提出が必須です。購入先に再発行等についてご相談ください。
6	補助対象設備の設置前でも、購入代金を支払い領収書が発行されていれば申請は可能でしょうか。	設置後の写真も提出が必要となるため、補助対象設備の設置が完了してから申請してください
7	交付申請書の「補助金交付申請額」は、何を記入すればいいですか。	購入額（付属品購入費や値引き額、消費税額、ポイント利用分等を除いた商品の購入価格・設置費・既設機器の取外しの費用）の5割が補助対象額となります。ただし、上限がありますので、上限までの金額を記載してください。
8	延長保証の加入料は、補助対象に含まれますか。	サービス料等は対象外です。
9	領収書(写し)に代えて、レシートの提出でも申請は可能ですか。	購入日、申請者氏名、金額、品名、型番及び発行者の記載があれば 領収書として取り扱いますが、追加で確認書類の提出を求める場合があります。
10	エアコン・冷蔵庫の補助対象となる機器はどこで確認できますか。	販売店か省エネ型製品情報サイト(https://seihinjyoho.go.jp/) で確認できます。
11	口座を確認するために通帳のコピーは必要ありますか。	通帳に限らず、口座番号と口座名義人が確認できる書類の写しの提出が必要となります。
12	同一住所に2世帯が同居していますが、それぞれ申請できますか。	申請可能です。
13	領収書に内訳が書かれていませんが、それでも申請できますか。	内訳がわかる書面(商品明細が記載されたレシート、内訳書等)と一緒に提出してください。
14	申請書を提出してから交付決定通知書が発送されるまでの期間はどれくらいですか。	およそ1、2か月ほどで発送できる見込みですが、提出書類の不備等によって前後する可能性があります。
15	インターネット販売で購入した場合、補助金の対象になりますか。	対象となりません。市内販売店で購入した製品のみが対象となります。
16	予算残高を超える金額の申請があった場合はどうなりますか。	申請金額が予算上限に達した場合、上限に達した日に受け付けた申請の中から抽選となります。
17	買換えではなく、新設の場合でも補助金の対象となりますか。	対象となりません。 本事業は、エネルギー価格高騰に伴う生活支援と、消費電力の多い家電製品を省エネ性能に優れた機器への買い替えを促進することによる温室効果ガス排出量低減を目的としているため、機器の買い増しとなる新設は対象外としています。
18	申請書の添付書類として、設置の前後の状況が確認できる写真とはどのようなものですか。	同じ場所で買換えたことが分かるように、買換え前と後で、できるだけ同じ背景、アングルで写真を撮影してください。
19	補助金交付後、商品を買換えてもいいですか。	本補助金の目的に反しない場合、買換えていただいて構いません。
20	商品券を使用して購入した場合、補助金の対象になりますか。	商品券や、和光市デジタルクーポン給付事業により給付されたデジタルクーポンでの支払いも補助金の支給対象です。